

社会福祉法人 徳望会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～ 令和 9年 3月 31日までの 4年間

2. 内容

目標1：育児休業から復職する職員が、円滑に職場復帰し、業務を行えるようにするため、職場のメンター制度を見直す。

＜対策＞

- 令和 5年 5月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 5年 6月～ メンター制度の内容や担当職員を検討
- 令和 5年 7月～ メンターの研修実施
- 令和 5年 9月～ 職員通信や会議等による職員への制度の周知、活用を促す

目標2：有期契約職員(パート・臨時・嘱託職員)を含む、全ての職員の年次有給休暇の取得日数を平均7日以上とする。

＜対策＞

- 令和 5年 4月～ 前年度の取得状況を把握する
- 令和 5年 5月～ 各部署において、年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和 5年 7月～ 職員通信や会議等による職員への周知を行い、取得を促す

目標3：子どもが、保護者である職員の仕事をしているところを見て知れるように「子ども参観日」を令和8年12月までに実施する。

＜対策＞

- 令和 5年 10月～ 運営管理会議の場で検討開始
- 令和 5年 12月～ 職員通信や会議等による職員への周知
- 令和 6年 3月～ 春休み期間中に参観日を実施し、アンケート調査を行う
- 令和 6年 4月～ 次回に向けての検討